

毎週火、金曜日発行(但休日に当るときは翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目

次

◇条例 鳥取県土木工事設計監督委託条例の一部改

正 各選挙区議会議員数条例の一部改正

取県条例第五十三号)の一部を次のように改正する。
第三条第一項本文に次の但書を加える。

但し、災害復旧土木工事については、百万円まで千分の三十、百万円以上は千分の二十五とする。

各選挙区議会議員数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和三十年三月十九日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県条例第二号

各選挙区議会議員数条例の一部を改正する条例

各選挙区議会議員数条例(昭和二十六年三月鳥取県条例第九号)の一部を次のように改正する。

「鳥取市四人」を「鳥取市六人」に、「米子市四人」を「米子市六人」に、「気高郡四人」を「気高郡二人」に、「西伯郡八人」を「西伯郡六人」に改める。

鳥取県条例第一号

鳥取県土木工事設計監督委託条例の一部を

改正する条例

附 則

鳥取県土木工事設計監督委託条例(昭和二十三年八月鳥

この条例は、次の一般選挙から施行する。